

新さっぽろ町内会「ミサワホーム区」会則

（名称・事務所）

第1条 この会の名称は、新さっぽろ町内会「ミサワホーム区」と称し、事務所を区長宅に置く。

（区 域）

第2条

1. 新さっぽろ町内会「ミサワホーム区」は、厚別中央1条7丁目8番から14番までのミサワホーム団地内に居住する住民を以って構成する。
2. ミサワホーム区を11班に編成する。

（目 的）

第3条 この区は、「ミサワホーム区」に居住する住民の親睦と協力の下に、明るく暖かいふれあいのある生活環境と安全・安心な町を創ることを目的とする。

（事 業）

第4条 この区は、前条の目的を達成するため、次の事業（活動）を、会員の積極的な参加と協力の下に実施する。

1. 住民相互の交流を深める活動。
2. 生活環境の向上のための活動。
3. 安全で安心な暮らしを守るための活動。
4. 新さっぽろ町内会が行う事業への協力。

（役 員）

第5条 この区には、次の役員を置く。

1. この区の役員は、区長1名、副区長2名、部長4名とする。
2. 会計監事2名。
3. 第2条第2項に定める各班において、住民配置の順に班長1名を配置する。
（尚、班長の配置に当たって、住民配置順を変更する場合には、次の何れかによるものとする。）
 - ① 役員会において、止むを得ない理由と判断する場合。
 - ② それ以外の場合、区長、副区長、当時者の3者の話し合いにて判断する。
4. この区には、アドバイザーを置くことができる。

（役員の職務）

第6条 役員の職務は、次の通りとする。

1. 区長は、区を代表し、会務を統括する。
2. 副区長は、区長を補佐するとともに、区長の委嘱を受け、会計事務と広報・連絡事務を分担する。
3. 部長は、次の各部を統括し、新さっぽろ町内会と連携を図りながら、第4条に定める事業（活動）を実施する。
 - 1) 生涯福祉部 2名

- 2) 環境衛生部 3 名
- 3) 体 育 部 2 名
- 4) 安 全 部 1 名
- 4. 区長及び副区長を除く各班長は、3 項の何れかに所属するとともに、班内を統括する。
- 5. 会計監事は、区の資産及び会計を監査し、総会にその結果を報告する。
- 6. アドバイザーは、役員会の会務についての相談に応じ、助言する。

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は、次によるものとする。

- 1. 区長・副区長は、各班長の互選により選出し、総会に報告し承認を受ける。
- 2. 各部長は、各班長の互選により選出し、総会に報告する。
- 3. 会計監事は、前年度の区長と会計事務担当の副区長とし、総会に報告する。
- 4. アドバイザーは、区長が推挙し、役員会で決定の上、総会に報告する。

(役員の任期)

第 8 条 役員及び班長の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(会 議)

第 9 条 この区の会議は、次の通りとする。

定期総会 臨時総会 役員会

第 10 条 各会議の構成及び議決は、次の通りとする。

- 1. 総会は、ミサワホーム区の会員を以て構成し、区長が招集し議長が主宰する。
 - 1) 議長は、総会で選出する。
 - 2) 総会は、次の事項を審議し、出席者の過半数（委任状を含む）の同意で議決する。
 - ①事業報告 ②決算報告 ③事業計画・予算案
 - ④会則の改廃 ⑤役員を選出 ⑥その他必要事項
 - 3) 臨時総会は、区長が必要と認めたとき、又は会員の過半数(委任状を含む)の要求がある場合に開催する。
- 2. ミサワホーム区の役員会は、区長、副区長、各部長及び班長を以って構成し、「班長会」と称する。
 - 1) 班長会は、区長が招集し、月例会とする。
 - 2) 班長会は、区の予算・行事・事業活動等を企画立案し、総会の承認を得て執行する。

(会計年度)

第 11 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会 費)

第 12 条

- 1. この区の会費は月額 400 円とし、会費の内 300 円は新さっぽろ町内会への納付金となり、100 円以って運営経費にあてる。

2. 会費は、毎年 6 月に 1 年分を一括納付する。
3. 前条に定める会計年度の途中で転出等となった場合においても会費の返却は行われない。また、会計年度途中で区の住民となった場合は、住民となった月から会計年度の最終月までの会費を月割りによって納入するものとする。
4. 区の円滑な運営のため、会費を改訂することができる。

（会計事務）

第 13 条 区長は、会計事務を処理するとともに、年度の収支決算書を作成し、会計監査の認印を受け、総会に報告し承認を受けなければならない。

（弔 意）

第 14 条 会員の死亡は不慮の被災等に対し、弔慰金を贈ることができる。弔意金は、10,000 円とする。

（会員の協力事項）

第 15 条

1. 会員が、住居の新築・増改築をする場合は、居住する住民の快適な住環境と統一された街並みを継続させる為、「ミサワホーム区」分譲当時の「建物の規定、並びに建物の配置等」について協力しなければならない。
2. 前項の協力事項は、次の各号とする。

一 建物の規定

- イ 基礎の高さは、原則として、45 センチ以内とする。
- ロ 三階建て以上、アパート、事務所、店舗は建築できない。
- ハ 土地の G L (グラウンドライン) 設置は、おおむね現状のままとし、盛土はできない

二 建物の配置

- イ 隣接建物の採光、落雷などに考慮する。（原則として隣地境界より 1 メートル、北側境界より 1.5 メートル後退し配置する。）
 - ロ 安全と景観に配慮する。
 - ハ 物置は景観に配慮したものとする。
3. 会員が、居住不動産を売却する場合は、新規購入者に 2 項の協力事項を周知しなければならない。

（建物の規定並びに建物の配置等の変更）

第 16 条 第 15 条の「建物の規定並びに建物の配置等」を変更する必要がある場合は、総会の決議による承認が必要である。

（雑 則）

第 17 条 区の行事又は事業（活動）等の実施に際し必要に応じ、役員会(班長会)の判断で、会員を構成員とする「実行委員会」等の組織を設置することができる。

第 18 条 この会則にない事態に直面した場合には、役員会(班長会)は誠実に処理する。

第 19 条 この会則は平成 27 年 12 月 1 日より、本改訂版を施行する。